

者について、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一〇十八 (略)

254 (略)

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等)
第一百四十条の二十六 法第百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、令第三十五条の十二において読み替えられた法第百十五条の十二第七項において準用する法第七十八条の二第九項の規定により同法第百十五条の十二第二項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一〇十八 (略)

254 (略)

(法第百十五条の十二第三項の厚生労働省令で定める基準)

第一百四十条の二十七の二 法第百十五条の十二第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準の変更に係る厚生労働省令で定める範囲)

第一百四十条の二十九 市町村は、法第百十五条の十四第五項の規定によ

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等)
第一百四十条の二十六 法第百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一〇十八 (略)

254 (略)

(新設)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準の変更に係る厚生労働省令で定める範囲)

第一百四十条の二十九 市町村は、法第百十五条の十四第四項の規定によ

り、指定地域密着型介護予防サービス基準のうち、同条第三項第一号から第四号までに掲げる事項については、利用定員及び登録定員に関する基準、事業所又は従業者の経験及び研修に関する基準、従業者の夜勤に関する基準、運営に関する基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を下回らない範囲内で、当該市町村における指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

(指定介護予防支援事業者に係る指定の申請)

第一百四十条の三十二 (略)

一〇十三 (略)

十四 法第百十五条の二十二第二項各号（令第三十五条の十四において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十五〇十七 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第一百十五条の四十六第三項の規定に基づき地域包括支援センターの設置の届出をしている場合において、既に当該市町村長に提出している前項各号に掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3・4 (略)

第一百四十条の三十三 (略)

り、指定地域密着型介護予防サービス基準のうち、利用定員及び登録定員に関する基準、事業所又は従業者の経験及び研修に関する基準、従業者の夜勤に関する基準、運営に関する基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を下回らない範囲内で、当該市町村における指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

(指定介護予防支援事業者に係る指定の申請)

第一百四十条の三十二 (略)

一〇十三 (略)

十四 法第百十五条の二十二第二項各号（令第三十五条の八において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十五〇十七 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第一百十五条の四十六第三項の規定に基づき地域包括支援センターの設置の届出をしている場合において、既に当該市町村長に提出している前項各号に掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3・4 (略)

第一百四十条の三十三 (略)

2 前項の規定は、法第百十五条の二十二第二項第五号の二の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合及び同項第八号ニの厚生労働省令で定める同号に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

(法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるとき)

第一百四十条の四十四 (略)

一 第百四十条の四十八第一号の計画の基準日前の一年間において、提供を行つた介護サービス（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が百万円以下であるもの

(法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるとき)

第一百四十条の四十四 (略)

一 第百四十条の四十八第一号の計画の基準日前の一年間において、提供を行つた介護サービス（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価（以下この号において「介護サービスの対価」という。）として支払いを受けた金額が百万円以下であるもの（介護サービスを提供する事業所又は施設において、次の区分に掲げる介護サービスの対価として支払いを受けた金額が百万円以下であつて、それぞれ当該区分に掲げる他の介護サービスの対価として支払いを受けた金額が百万円を超えるものを除く。）

イ 訪問介護、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護

ロ 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

ハ 訪問看護、指定居宅サービス等基準第百五条の二に規定する指定療養通所介護（以下この号及び別表第二において「指定療養通所介護」という。）、介護予防訪問看護

ニ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

2 前項の規定は、法第百十五条の二十二第二項第五号の二の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

ホ 通所介護（指定療養通所介護を除く。）、指定療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

ヘ 通所リハビリテーション、指定療養通所介護、介護予防通所リハビリテーション

ト 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護予防短期入所生活介護

チ 第十四条第一号で定める施設において提供される短期入所療養介護（別表第二において「短期入所療養介護（介護老人保健施設）」という。）、介護老人保健施設、第二十二条の十四第一号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護（別表第二において「介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）」という。）

リ 第十四条第二号又は第三号で定める施設において提供される短期入所療養介護（別表第二において「短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）」という。）、介護療養型医療施設、第二十二条の十四第二号又は第三号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護（別表第二において「介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）」という。）

ヌ 有料老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準第百九十二条の二に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下この号及び別表第二において同じ。）を除く。）、有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、有料老人

ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準第二百五十三条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下この号及び別表第二において同じ。）を除く。）、有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

ル 軽費老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、軽費老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護、軽費老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、軽費老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、軽費老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

活介護

ヲ 適合高齢者専用賃貸住宅において提供される特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

ワ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特

定介護予防福祉用具販売

力 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
ヨ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

二 (略)

(法第百十五条の三十五第二項の規定による公表の方法)

第一百四十条の四十六 都道府県知事は、法第百十五条の三十五第一項の規定による報告を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に同条第三項の調査を行つたときは、当該調査の結果を公表することをもつて、当該報告の内容を公表したものとすることができる。

(法第百十五条の三十五第二項の厚生労働省令で定める介護サービス情報)

第一百四十条の四十六 法第百十五条の三十五第二項の厚生労働省令で定める介護サービス情報（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。）は、別表第二に掲げる項目に関する情報とする。

(法第百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める介護サービス情報)

第一百四十条の四十七 法第百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める介護サービス情報（同条第一項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。）は、別表第一及び別表第二に掲げる項目に関する情報とする。

(法第百十五条の三十七第一項の厚生労働省令で定める方法)

第一百四十条の五十一 法第百十五条の三十七第一項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。ただし、適正な調査の実施に支障がないと認めるときは、これに代えて、都道府県知事が定める方法

定介護予防福祉用具販売

力 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
ヨ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

二 (略)

(法第百十五条の三十五第二項の厚生労働省令で定める介護サービス情報)

第一百四十条の四十六 法第百十五条の三十五第二項の厚生労働省令で定める介護サービス情報（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。）は、別表第二に掲げる項目に関する情報とする。

(法第百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める報告の内容及び調査の結果)

第一百四十条の四十七 法第百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める報告の内容及び調査の結果は、別表第一に掲げる項目に関する情報に係る報告の内容及び別表第二に掲げる項目に関する情報に係る調査の結果とする。

(法第百十五条の三十七第一項の厚生労働省令で定める方法)

第一百四十条の五十一 法第百十五条の三十七第一項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

による」とができる。

一・二 (略)

(調査事務規程の記載事項)

第一百四十条の五十三 (略)

一・二 (略)

(削る)

- 三 調査事務の実施の方法に関する事項
- 四 調査事務に関する帳簿（法第一百十五条の三十九に規定する帳簿をいう。次条において同じ。）の管理に関する事項
- 五 その他調査事務の実施に関し必要な事項

(準用)

第一百四十条の五十七 第百十三条の三十八の規定は、調査員養成研修について準用する。この場合において、同条第一項中「法第六十九条の三十三第一項」とあるのは「令第三十七条の七第一項」と、同項第五号中「前条」とあるのは「第一百十三条の三十七」と、同条第二項中「令第三十五条の十六第一項第二号イ」とあるのは「令第三十七条の七第四項第三号イ」と、同条第三項中「令第三十五条の十六第一項第二号ロ」とあるのは「令第三十七条の七第四項第三号ロ」と、同条第四項中「令第三十五条の十六第一項第二号ハ」とあるのは「令第三十七条の七第四項第三号ハ」と「実務研修受講試験の合格年月日並びに研修の受講の開始年月日」とあるのは「研修の受講の開始年月日」と読み替えるものとする。

(情報公表事務規程の記載事項)

一・二 (略)

(調査事務規程の記載事項)

第一百四十条の五十三 (略)

一・二 (略)

(手数料の収納の方法に関する事項)

- 四 調査事務の実施の方法に関する事項
- 五 調査事務に関する帳簿（法第一百十五条の三十九に規定する帳簿をいう。次条において同じ。）の管理に関する事項
- 六 その他調査事務の実施に関し必要な事項

(準用)

第一百四十条の五十七 第百十三条の三十八の規定は、調査員養成研修について準用する。この場合において、同条第一項中「法第六十九条の三十三第一項」とあるのは「令第三十七条の七第一項」と、同項第五号中「前条」とあるのは「第一百十三条の三十七」と、同条第二項中「令第三十五条の十六第一項第二号イ」とあるのは「令第三十七条の七第四項第三号イ」と、同条第三項中「令第三十五条の十第一項第二号ロ」とあるのは「令第三十七条の七第四項第三号ロ」と、同条第四項中「令第三十五条の十第一項第二号ハ」とあるのは「令第三十七条の七第四項第三号ハ」と「実務研修受講試験の合格年月日並びに研修の受講の開始年月日」とあるのは「研修の受講の開始年月日」と読み替えるものとする。

(情報公表事務規程の記載事項)

第一百四十条の五十九　（略）

一・二　（略）

（削る）

三　情報公表事務の実施の方法に関する事項

四　情報公表事務に関する帳簿（法第一百十五条の四十二第三項において準用する法第一百十五条の三十九に規定する帳簿をいう。）の管理に関する事項

五　その他情報公表事務の実施に関し必要な事項

（法第一百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報）

第一百四十条の六十二の二　法第一百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

（利用料）

第一百四十条の六十三　法第一百十五条の四十五第五項の規定による利用料に関する事項は、市町村が定める。

（法第一百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める事業）

第一百四十条の六十四　法第一百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

一　法第一百十五条の四十五第一項第一号に掲げる事業のうち、次に挙げるもの

イ～ニ　（略）

二　法第一百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業

第一百四十条の五十九　（略）

一・二　（略）

（新設）

三　手数料の収納の方法に関する事項

四　情報公表事務の実施の方法に関する事項

五　情報公表事務に関する帳簿（法第一百十五条の四十二第三項において準用する法第一百十五条の三十九に規定する帳簿をいう。）の管理に関する事項

六　その他情報公表事務の実施に関し必要な事項

（新設）

（利用料）

第一百四十条の六十三　法第一百十五条の四十四第四項の規定による利用料に関する事項は、市町村が定める。

（法第一百十五条の四十五第一項の厚生労働省令で定める事業）

第一百四十条の六十四　法第一百十五条の四十五第一項の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

一　法第一百十五条の四十四第一項第一号に掲げる事業のうち、次に挙げるもの

イ～ニ　（略）

（新設）

三 法第百十五条の四十五第三項各号に掲げる事業

二 法第百十五条の四十四第二項各号に掲げる事業

(地域包括支援センターの設置の届出)

第一百四十条の六十五 法第百十五条の四十六第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 地域包括支援センター（当該地域包括支援センターの所在地以外の場所に包括的支援事業（法第百十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）及び前条に規定する事業を実施する従たる事務所を有するときは、当該従たる事務所を含む。第三号及び第五号において同じ。）の名称及び所在地

二 法第百十五条の四十七第一項の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）であつて、法第百十五条の四十六第三項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三～十一 （略）

2
（略）

(法第百十五条の四十六第四項の厚生労働省令で定める基準)

第一百四十条の六十六 法第百十五条の四十六第四項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四 （略）

(法第百十五条の四十七第一項の厚生労働省令で定める者)

第一百四十条の六十七 法第百十五条の四十七第一項の厚生労働省令で定める者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であつて、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規

(地域包括支援センターの設置の届出)

第一百四十条の六十五 法第百十五条の四十五第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 地域包括支援センター（当該地域包括支援センターの所在地以外の場所に包括的支援事業（法第百十五条の四十五第一項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）及び前条に規定する事業を実施する従たる事務所を有するときは、当該従たる事務所を含む。第三号及び第五号において同じ。）の名称及び所在地

二 法第百十五条の四十六第一項の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）であつて、法第百十五条の四十五第三項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三～十一 （略）

2
（略）

(法第百十五条の四十五第四項の厚生労働省令で定める基準)

第一百四十条の六十六 法第百十五条の四十五第四項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四 （略）

(法第百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める者)

第一百四十条の六十七 法第百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であつて、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規

定する老人介護支援センターの設置者、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財團法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人その他市町村が適當と認めるものとする。

（平成二十四年度から平成二十六年度までの基準所得金額）

第一百四十三条 平成二十四年度から平成二十六年度までの令第三十八条第六項の基準所得金額は、百九十万円とする。

（権限の委任）

第一百六十五条の三 法第二百三条の五第一項の規定により、法第二十四条第一項及び第二項、第一百二条第二項、第一百四条第三項、第一百十五条の三十三第一項及び第四項、第一百十五条の三十四、第一百九十七条第一項及び第二項並びに第二百三条の三第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

（大都市の特例）

第一百六十五条の五 令第五十一条の三第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第一百十四条から百二十五条まで、第一百二十六条の三第四項第二号、第一百二十六条の十一、第一百三十条、第一百三十一条、第一百三十二条、第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十五条、百三十六条、第一百三十七条、第一百四十条の二から第一百四十条の十四まで、第一百四十条の二

定する老人介護支援センターの設置者、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財團法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人その他市町村が適當と認めるものとする。

（平成二十一年度から平成二十三年度までの基準所得金額）

第一百四十三条 平成二十一年度から平成二十三年度までの令第三十八条第六項の基準所得金額は、二百万円とする。

（権限の委任）

第一百六十五条の三 法第二百三条の四第一項の規定により、法第二十四条第一項及び第二項、第一百二条第二項、第一百四条第三項、第一百十五条の三十三第一項及び第四項、第一百十五条の三十四、第一百九十七条第一項及び第二項並びに第二百三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

（新設）

第一百六十五条の五 令第五十一条の三第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第一百十四条から百二十五条まで、第一百二十六条の三第四項第二号、第一百二十六条の十一、第一百三十条、第一百三十一条、第一百三十二条、第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十五条、百三十六条、第一百三十七条、第一百四十条の二から第一百四十条の十四まで、第一百四十条の二